

## 函館市介護保険料徴収猶予実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市介護保険条例（平成12年函館市条例第21号。以下「条例」という。）第11条の規定による保険料の徴収猶予に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 条例第11条第2項の規定による申請は、介護保険料徴収猶予申請書（第1号様式）により、徴収猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(適用条件)

第3条 徴収猶予の適用条件は別表に定めるとおりとする。

(通知)

第4条 市長は、第2条に定める申請書を受理し、保険料の徴収猶予の可否を決定したときは、その旨を介護保険料徴収猶予承認通知書（第2号様式）または介護保険料徴収猶予却下通知書（第3号様式）により、納付義務者に対し速やかに通知するものとする。

(猶予額の変更)

第5条 市長は、前条の規定により徴収猶予の承認を受けた被保険者の保険料賦課根拠に変更が生じた場合には、原則として納付義務者の意見を聞き、納付計画を変更するものとする。この場合、市長は納付義務者に対し変更後の納入通知書を交付するものとする。

(徴収猶予の取消)

第6条 市長は、条例第11条第1項の規定により、保険料の徴収猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該徴収猶予を取り消し、当該保険料を一時に徴収できる。

(1) 偽りその他不正の行為により保険料の徴収を猶予されたとき

(2) 徴収猶予の決定を受けた被保険者の財産の状況、その他事情の変化により徴収猶予をする必要がなくなると認められるとき

2 市長は、徴収猶予を取り消した場合は、介護保険料徴収猶予取消通

知書（第4号様式）により納付義務者に通知するものとする。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

徴収猶予の事由	徴収猶予の適用条件
<p>条例第11条第1項に該当する場合（震災，風水害，火災等による住宅，家財その他の財産の損害）</p>	<p>災害により資産の減少（保険金または損害賠償金等により補填される金額を除く。）があった者で10分の3以上の資産の減少があった者</p>
<p>条例第11条第2項に該当する場合（死亡，病気等による世帯収入の著しい減少）</p>	<p>第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の当該年の見込所得が，前年に比べて10分の3以上減少した者</p>
<p>条例第11条第3項に該当する場合（失業，廃業等による世帯収入の著しい減少）</p>	<p>第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の当該年の見込み所得が，前年に比べて10分の3以上減少した者</p>
<p>条例第11条第4項に該当する場合（干ばつ，冷害，凍霜害等による農作物の不作および不漁等による世帯収入の著しい減少）</p>	<p>第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の当該年の見込み所得が，前年に比べて10分の3以上減少した者</p>

## 介護保険料徴収猶予申請書

年 月 日

（宛先） 函館市長

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号  
被保険者との関係

函館市介護保険条例第11条第1項の規定により、下記のとおり徴収猶予を申請します。

被保険者番号								
個人番号								
被保険者住所								
被保険者氏名								
主たる生計維持者氏名								
徴収猶予を受けようとする金額	賦課年度	相当年度	期	未納額(円)	延滞金(円)	合計金額(円)	納期限	備考
合 計								
徴収猶予を受けようとする期間		年 月 日から 年 月 日まで 月間						
徴収猶予を受けようとする理由								
担 保								
納付計画	年月日	納付額(円)	年月日	納付額(円)	年月日	納付額(円)		

介護保険料徴収猶予承認通知書

年 月 日

様

函館市長

印

年 月 日付けで申請があった介護保険料の徴収猶予について、  
下記のとおり承認したので通知します。

徴収の 猶予をした 金額	賦課 年度	相当 年度	期	未納額(円)	延滞金(円)	合計金額(円)	納期限	備考	
		合 計							
徴収猶予期間				年 月 日から 年 月 日まで 月間					
徴収猶予理由									
担 保									
納付 計画	年月日	納付額(円)	年月日	納付額(円)	年月日	納付額(円)			

問い合わせ先

不服の申立

この通知書に記載された事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に北海道介護保険審査会に審査請求をすることができます。

問い合わせ先

また、この審査請求に対する裁決を受けた後、なお不服がある場合は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に函館市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起できませんが、次の場合は審査請求の裁決を経ないで処分の取消しを提起することができます。

- ①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- ②処分、処分の執行または手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

介護保険料徴収猶予却下通知書

年 月 日

様

函館市長

印

年 月 日付けで申請があった介護保険料の徴収猶予について、  
下記の理由により却下したので、通知します。

徴収の 猶予を 申請した 金額	賦課 年度	相当 年度	期	未納額(円)	延滞金(円)	合計金額(円)	納期限	備考	
	合 計								
却下の理由									

問い合わせ先

不服の申立

この通知書に記載された事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に北海道介護保険審査会に審査請求をすることができます。

問い合わせ先

また、この審査請求に対する裁決を受けた後、なお不服がある場合は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に函館市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起できませんが、次の場合は審査請求の裁決を経ないで処分の取消しを提起することができます。

- ①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- ②処分、処分の執行または手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

介護保険料徴収猶予取消通知書

年 月 日

様

函館市長

印

年 月 日付けで承認した介護保険料の徴収猶予について、  
下記のとおり取り消したので通知します。

徴収の 猶予を した金 額	賦課 年度	相当 年度	期	未納額(円)	延滞金(円)	合計金額(円)	納期限	備考	
		合 計							
徴収猶予期間				年 月 日から 年 月 日まで 月間					
徴収猶予取消理由									

問い合わせ先

不服の申立

この通知書に記載された事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に北海道介護保険審査会に審査請求をすることができます。

問い合わせ先

また、この審査請求に対する裁決を受けた後、なお不服がある場合は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に函館市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起できませんが、次の場合は審査請求の裁決を経ないで処分の取消しを提起することができます。

- ①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- ②処分、処分の執行または手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。